

芳賀町東部住宅団地

うようがおか

祖陽が丘

岡都市計画課都市計画係 ☎028(677)6020

**随時募集
しています!**
新規募集10区画+21区画

新規分譲 7月1日(水)~5日(日)

新規募集10区画と随時募集21区画について現地受付を行います。



新規分譲募集期間は、
現地受付会場にて受付
を行っています。



募集区画数 新規募集10区画
随時募集21区画

分譲価格 570万円~736万円

土地面積 229.35㎡(69.37坪)
~274.31㎡(82.97坪)

【物件概要】

- 給水/上水道 (芳賀中部上水道企業団)
- 排水/芳賀町公共下水道
- ガス/各戸プロパン
- 電気/東京電力(株)
- 施設/公園・ごみ集積所

芳賀町定住促進事業

補助金額50万円

40歳未満の世帯の住宅購入に対して補助金を交付します。

- 世帯に18歳未満の子どもがいる場合、1人につき5万円を加算します。
- 町内の建築業者により新築した場合、10万円を加算します。

※補助を受けるには要件がありますので、詳細は都市計画課までお問い合わせください。

※空き状態は変更になる場合があります。詳細は都市計画課にお問い合わせください。

令和2年
4月から

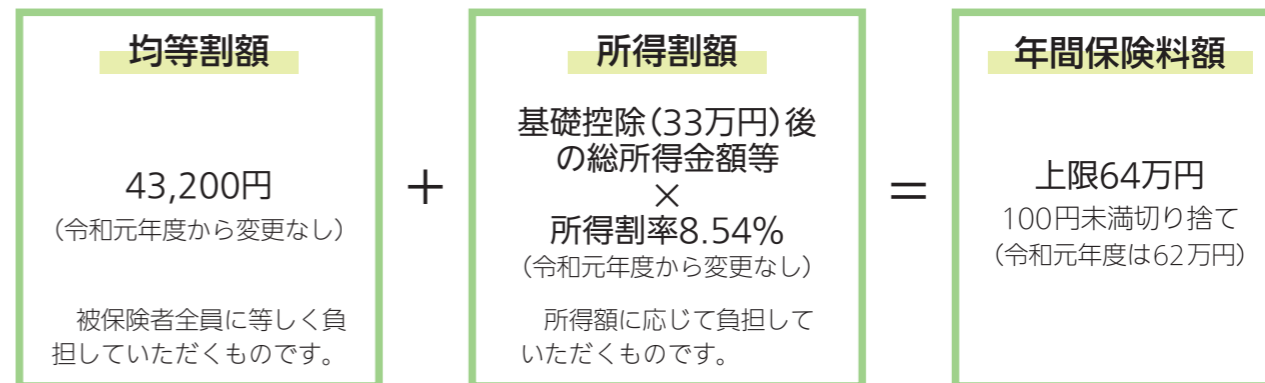
75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療制度の 保険料率等が変わりました

岡栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。令和2年度の保険料率等は次のとおりです。

保険料の計算 >>



令和元(2019)年中の所得を基に、個人ごとに計算されます。

均等割額の軽減 >>

全ての人安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者との世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、軽減率の見直しが行われています。

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

7割軽減 <small>(令和元年度は8割軽減)</small>	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年収80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
7.75割軽減 <small>(令和元年度は8.5割軽減)※</small>	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数]を超えない世帯 <small>(令和元年度は28万円)</small>
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数]を超えない世帯 <small>(令和元年度は51万円)</small>

※本来7割軽減ですが、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、特例措置により令和2年度は7.75割軽減となります。(段階的に見直しが行われているため、令和3年度には7割軽減となる予定です。)

被扶養者であった人の軽減について >>

後期高齢者医療制度に加入するまで保険料の負担をする必要がなかったことから、制度に加入した月から保険料の所得割額の負担はなく、加入から2年間は均等割額が5割軽減されます。

これは、75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。